

## 第1回 木曾川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）

日時：平成22年12月22日 14:00～15:30

場所：愛知県女性総合センター（ウィルあいち）

1階 セミナールーム1及び2

### 1. 開 会

#### 【司会・進行役（河川環境課長）】

定刻となりましたので、只今から第1回木曾川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）を開会させていただきます。

私、本日の司会を務めさせていただきます中部地方整備局河川部河川環境課長の水谷でございます。よろしくお願いいたします。座って進めさせていただきます。

まず初めに、ご報告させていただきます。

検討の場の規約でございますけれども、本幹事会の開催に先立ち、検討の場の構成員の皆様にご了解いただき、本日12月22日付をもって施行日といたしました。本幹事会は、この規約に基づき開催するものですので、よろしくお願いいたします。

次に、報道機関の皆様をお願いいたします。事前にご案内させていただいておりますとおり、本幹事会は原則公開で行わせていただきます。ただし、カメラ等の撮影は、会議の運営上の理由から、中部地方整備局河川部長の挨拶までとさせていただきます。

また、報道機関及び一般傍聴者の方は、受付で配付させていただきました「第1回 木曾川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）の傍聴にあたってのお願い」をもう一度ご確認いただき、議事の円滑な進行にご協力をお願いします。

続きまして、構成員と検討主体、本日の出席者のご紹介をさせていただきます。本幹事会は、構成員として、岐阜県、愛知県、三重県の各部長様、名古屋市は、上下水道局次長様、また、関係地方公共団体代表として、岐阜県からのご推薦により、岐阜市、瑞浪市、各務原市、揖斐川町の副市長、副町長様、愛知県からのご推薦により、瀬戸市、津島市、犬山市、稲沢市の副市長様、三重県からのご推薦により、桑名市の副市長様となっております。また、検討主体といたしましては、中部地方整備局より、河川部長、河川保全管理官、水資源機構中部支社より副支社長となっております。

今日の出席者には代理の方もみえますが、お名前のご紹介は出席者名簿にかえさせていただきます。

なお、本日午前中に、ご出席予定の津島市の副市長様が、急遽議会の関係でご都合がつかず、欠席というご連絡をいただいております。

それでは、本日はよろしくお願いたします。

## 2. 挨拶

### 【司会・進行役（河川環境課長）】

議事に入ります前に、検討主体を代表して、中部地方整備局河川部長の山根より一言ご挨拶させていただきます。お願いします。

### 【河川部長（山根尚之）】

中部地方整備局河川部長の山根でございます。

本日は、第1回木曾川水系連絡導水路事業の関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ご承知のとおり、現政権により「できるだけダムにたよらない治水」という政策転換に伴いまして、昨年12月に、全国136のダム事業のうち89事業は、新たな基準に沿った検証を行う対象となっております。中部地方の直轄及び水資源機構事業でも、木曾川水系連絡導水路を初め、設楽ダム、新丸山ダム、戸草ダムの4ダムが対象となっております。

今年度予算につきましては、新たな段階に入らず、現段階を継続する必要最小限の予算でございます。

昨年12月3日には、検証のための新たな基準づくりの有識者会議が組織され、12回の議論が交わされておりますが、本年9月27日に中間とりまとめがまとまり、国土交通大臣より中部地方整備局長及び水資源機構理事長に、「個別ダムの検証にかかわる検討を、予断を持たずに行うように」という指示がございました。

本日は、木曾川水系連絡導水路の検証を行うため、中部地方整備局及び水資源機構が検討主体となり、3県と名古屋市、そして3県が推薦された流域及び水利用に係わる市町を構成員とした検討の場（幹事会）を開催することとなりました。

幹事会につきましては、検討の場における会議の円滑な運営を図るために設置するものでございまして、事務局から提案のある検討内容の認識を深めていただき、忌憚のないご意見をいただければありがたいと存じます。

検証は、予断を持たず慎重に取り組んでまいります。できるだけ速やかに対応方針の案をお示しできるよう取り組んでいきたいと考えております。

お忙しいところ貴重なお時間をいただき、まことに申しわけございませんが、ぜひともご協力のほどお願いしたいと思います。

簡単ではございますが、第1回目の幹事会の開催にあたりまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

【司会・進行役（河川環境課長）】

ありがとうございました。

それでは、ここで資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず、一番上に議事次第がございます。2番目に配席図、出席者名簿、規約を閉じたものがクリップで留めてあると思います。それから、傍聴にあたってのお願い、資料－1、資料－2が本日の資料でございます。

また、お手元にブルーのファイルが置いてございますけれども、これは中間とりまとめや実施要領細目などを綴ったファイルを置かせてもらってございます。必要なときにご覧いただければと思っております。

不足や落丁等がございましたら、事務局まで申しつけてください。よろしいでしょうか。

それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。

### 3. 検証に係る検討の進め方について

【司会・進行役（河川環境課長）】

まず、3. 検証に係る検討の進め方についてからです。以降は、項目ごとに区切って事務局からの説明、そして質疑を行ってまいります。そして、6. 複数の対策案の考え方についてが終わったところで再度、全体的な質疑等の時間をとらせていただきます。時間の許す限り、出席の構成員の皆様から一言ずつご意見をいただければという形で進めさせていただきます。

それでは、3. 検証に係る検討の進め方について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

よろしくお願いたします。座って失礼いたします。

スクリーンにも資料が映っておりますけれども、お手元の資料をご覧いただきながら進めさせていただきます。

まず、資料－1をご覧ください。検証に係る検討の進め方でございます。

個別ダムの検証に係る検討につきましては、大臣より、ダム事業の検証に係る検討に関

する再評価実施要領細目が示されております。この実施要領細目の中には、導水路に関する事業についても、必要に応じ、本細目に示す趣旨を踏まえて検討を行うとされております。導水路の検討につきましては、その進め方や方法も含めて、大臣の指示、実施要領細目に沿って行ってまいります。

資料-1をもう一度ご覧ください。資料-1につきましては、中間とりまとめにおいて示されたフローでございます。検討につきましては、個別ダム目的に沿って進めてまいります。

連絡導水路の目的でございますが、右下の青枠に示してありますように、まず一つ目に、流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）でございます。二つ目が、新規利水の供給です。よりまして、このフローの中に示してございます[サ]新規利水の観点からの検討、[シ]流水の正常な機能の維持の観点からの検討の二つの項目について、目的別の検討を進めてまいります。さらに検討を進めて、検証対象ダムの総合的な評価と進むわけでございます。

検討の場の検討主体が構成員にご説明し、見解をいただく内容については、赤枠に示す範囲になってまいります。

裏にいきまして、2ページをご覧くださいと思います。細目の中には、新規利水の観点からの検討が示されております。これについてまとめられたフローがこのページでございます。

まず、利水参画者に対して、検討主体より、ダム事業参画継続の意思があるか、それから、開発量として何 $m^3/s$  必要か確認することになっております。あわせまして、代替案が考えられないか検討するよう要請という手続を踏むことになっております。この結果につきましては、後ほど時間をいただきまして、ご説明させていただきます。

さらに検討を進める段階にあたりましては、検討主体は、ダム事業者や水利使用許可権者として有している情報に基づき、可能な範囲で代替案を検討する。さらに、概略検討により、利水対策案を抽出。利水対策案を利水参画者等に提示、意見聴取、導水路の場合には、この利水参画者が愛知県、名古屋市に該当いたします。さらに、利水対策案を評価軸ごとに検討、そして、利水対策案について総合的に検討と進んでまいります。

この新規利水の観点からの検討につきましては、一番下段にございますように、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確認の上、その量を確保することを基本として立案するとされております。

以上でございます。

**【司会・進行役（河川環境課長）】**

ただいまの説明についてご質問、ご意見等ございますでしょうか。

ご発言の際には組織名だけ言っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

**【愛知県地域振興部水資源監（松本正夫）】**

愛知県の地域振興部です。

まず最初に、今回、木曽川水系連絡導水路が個別ダムの検証の対象になった訳ですが、ご案内のように、この連絡導水路は、徳山ダムに確保した水を木曽川に導水する施設で、徳山ダムと導水路は一体不可分の施設だと理解しているんですが、ダム検証につきましては、本体工事に入ったものは検証の対象にしないという形だったと思います。本体である徳山ダムが完成しているわけですが、徳山ダムの水を導水する管を持ってくるだけの事業がどうしてダム検証の対象になったのかという点についてお尋ねしたいと思います。

**【河川部河川保全管理官（笹森伸博）】**

中部地方整備局河川保全管理官の笹森と申します。よろしくお願いいたします。

徳山ダムと連絡導水路が一体不可分な施設ということでございますけれども、徳山ダムは昭和 51 年に建設事業に着手しておりまして、平成 20 年には管理移行しております。ご案内のとおりでございます。既に揖斐川の洪水調節とか流水の正常な機能の維持にその機能を発揮しておりますし、また現在、中部電力による徳山発電所の建設も進められているところでございます。

一方、この連絡導水路でございますけれども、徳山ダムの容量の一部を使いまして、木曽川及び長良川の流水の正常な機能の維持、異常渇水時の緊急水の補給でございますけれども、それと愛知県及び名古屋市の新規利水の供給を事業目的とするものでございます。

このように、徳山ダム建設事業と木曽川水系連絡導水路事業は、それぞれの目的に基づく別々の事業計画を持っている、それぞれ異なる経緯で進められてきた別事業ということございまして、今回の検証については連絡導水路事業が対象になっているということでございます。

この導水路事業がダムにたよらない治水という政策の中での対象事業になっていることについてでございます。まず、人口減少とか少子高齢化、膨大な財政赤字という現状を踏まえての政策転換ということで、今後の治水対策についての検討を行うこととされております。

平成 21 年 10 月 9 日に、国土交通大臣が平成 21 年度におけるダム事業の進め方などに関するコメントを公表しております。国及び水資源機構が実施している 56 のダム事業のうち、木曾川水系連絡導水路事業を含む 48 事業について、平成 21 年度内には新たな段階に入らないということにされております。

また、昨年 12 月 25 日に新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業を選定する考え方についてが公表されまして、平成 22 年度に事業が行われる 136 事業のうち、平成 21 年 11 月までにダム本体工事の契約を行っているものなどを除きまして、この連絡導水路事業を含む 89 事業すべてが検証の対象となっているわけでございます。

そして、今年 9 月 28 日に、国土交通大臣から連絡導水路事業について検証に係る検討を進めるよう指示があったということでございます。

導水路が今回検証対象になった経緯ということで説明させていただきました。

**【進行役（河川環境課長）】**

その他ございませんでしょうか。

#### 4. 木曾川水系の流域の概要等について

**【司会・進行役（河川環境課長）】**

続きまして、4. 木曾川水系の流域の概要等について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、資料-2 をご覧いただきたいと思います。めくっていただきまして、2 ページから説明させていただきます。

実施要領細目の中で、事業の必要性に関する視点としまして、検証にあたって流域及び河川の概要、それから、検証対象ダムの事業の概要について整理することにしておりますので、ここで少しお時間いただきたいと思います。

2 ページでございます。まず、流域及び河川の概要です。

木曾川水系につきましては、流域面積 9,100km<sup>2</sup> の我が国でも有数の大河川です。特に、水利用の特徴としまして、一番下段に書いてございますように、木曾川水系の水は、流域内だけではなくて、その多くが流域外に供給され、給水人口が 830 万人に及んでいるという点がございます。

3 ページをご覧ください。社会・経済と水資源開発の歴史の観点です。

左の図は、給水人口と工業出荷額の推移の図です。一番上の線が東海 3 県の人口、それ

からフルプラン区域の給水人口、工業出荷額となっておりますが、いずれも増加傾向にあるということがございます。地域の社会や経済の発展とともに、この水系の水を有効に利用するため、ダムなどの水源施設が計画的に整備されてきました。

右の図をご覧くださいますと、牧尾ダム、岩屋ダム、阿木川ダム、三重用水、長良川河口堰、味噌川ダム、徳山ダムと整備されまして、このように供給量が確保されてきたということがございます。

しかし、近年の河川の流況の状況を見ますと、ダムの供給能力が低下してございます。右側に示してあります近年 20 年で 2 番目の渇水時につきましては、ダム計画当時の供給可能量の約 6 割まで、平成 6 年につきましては約 3 割まで低下している状況がございます。

4 ページをご覧ください。現在この地域に整備されております、あるいは計画、事業中の水源施設です。

それぞれの施設が異なる目的を持ち、異なる供給地域へ水を供給していることが、このページでご覧いただけるかと思えます。

5 ページをご覧ください。ここからは、木曾川流域の渇水の状況について触れさせていただきます。

まず、左の図でございます。ピンクで示してありますように、平成元年以降でも 20 回の取水制限が行われております。平成 6 年の渇水以降におきましても、新たな水源施設として長良川河口堰、味噌川ダムが完成しておりますが、まだ渇水による取水制限が頻繁に行われている状況をご覧いただけたらと思います。

右側の図は木曾川水系の年降水量でございます。近年は少雨の年が多くなり、減少傾向であること、それから年による変動幅が増加していることをご覧いただきたいと思えます。

6 ページをご覧ください。特にこの地域に大きな被害をもたらしました平成 6 年の渇水の状況を 5 枚ほど、説明資料を準備させていただきました。

平成 6 年の渇水の際には岩屋ダムなどが枯渇しまして、本来はダムを水源とする水利権は取水不能となりました。しかし、国、3 県を構成員とします木曾川水系緊急水利調整協議会による調整によりまして、発電ダム、試験湛水中であった味噌川ダムからの緊急放流、河川の水を取水している既得の農業用水の最大 60% の取水制限等により、これら枯渇したダムにかわって補給を受けることができました。しかし、それでもダムを水源とする水道用水は最大 35%、工業用水や農業用水は最大 65% という厳しい取水制限が行われました。

連絡導水路に事業参画されています名古屋市におかれましても、河川の水を取水している既得の水道用水も一部節水が行われましたけれども、岩屋ダムにかわる補給によって大規模な断水等が生じていない状況でございました。

具体的な被害については、7ページ以降をご覧くださいと思います。

水道用水につきましては、知多半島等の9市5町で最長19時間断水、工業用水につきましては、愛知県で約303億円、三重県で約150億円の被害、農業用水等につきましては、3県で約59億円の被害が発生しております。

当時の新聞報道について、8ページをご覧ください。

左から、水道用水の被害につきましては、「19時間断水」突入、工業用水の被害につきましては、「水不足ついに減産」、これは新日鉄名古屋の状況、さらにトヨタなどへ影響も。さらに「工業用水を輸入」という記事が出ております。農業等の被害につきましても、「し烈水争い」ということが報じられております。

9ページをご覧くださいと思います。河川の状況を見ますと、下流にあります木曾川大堰からの放流量がほぼ無くなるような状況になりました。このような状況の中で、漁業協同組合連合会等から、木曾川河口部で7割近くのシジミが死んでいると言われております。そして、長良川の鵜飼の公演中止、木曾川ライン下りの運休なども出ております。

10ページをご覧くださいと思います。沈静化しておりました広域地盤沈下の再発といたしまして、約730km<sup>2</sup>の範囲で年間1cm以上の地盤沈下が発生したという状況でございます。

右上のグラフを見ていただきますと、棒グラフが沈下域の面積でございますが、平成6年に非常に広い面積の沈下が出たことがグラフでご覧いただけると思います。さらに岐阜県下でも、大垣市、岐阜市周辺で、例年のこの時期よりも水位が1m前後低下した、月に約1m低下したということもございました。

11ページをご覧くださいと思います。連絡導水路につきましても、その前提となる計画としまして河川整備基本方針、河川整備計画がございます。木曾川水系の河川整備基本方針につきましては平成19年11月、河川整備計画は平成20年3月に策定されております。河川整備計画は、下に示してございます河川法第16条の2に示されますようなさまざま手続を経て策定されております。

12ページをご覧ください。河川整備基本方針の中で導水路に関する記述としまして、主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項としまして、



流水の正常な機能を維持するために必要な流量が定められております。

下の図で赤の丸で示してありますが、各河川における定められている地点です。木曾川におきましては今渡地点で、かんがい期に概ね  $150\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期に概ね  $80\text{m}^3/\text{s}$ 、長良川の忠節地点につきましては、通年で概ね  $26\text{m}^3/\text{s}$ 、揖斐川の万石地点につきましては、通年で概ね  $30\text{m}^3/\text{s}$  になっております。

木曾川の今渡地点の流量につきましては、下流に黄色で示してございます木曾成戸地点で、維持流量として概ね  $50\text{m}^3/\text{s}$  が設定されています。これに今渡地点までの水利権量、それから支川流入量を加えて、 $150\text{m}^3/\text{s}$  ないし概ね  $80\text{m}^3/\text{s}$  が設定されております。

13 ページをご覧ください。当面 30 年間の整備を具体的に示しております河川整備計画の中で、河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標が謳われております。

下の図をご覧くださいと、二つ示されております。10 年に 1 回規模の渇水につきましては、新丸山ダム、味噌川ダム、阿木川ダムで確保流量  $40\text{m}^3/\text{s}$  までを補給します。赤い水の部分です。それから、維持流量  $50\text{m}^3/\text{s}$  までは水利用の合理化を促進し、回復する。

さらに厳しい渇水、右側で示しますのは、イメージとしまして平成 6 年の渇水でございますが、厳しい状況になりますと、新丸山ダム、味噌川ダム、阿木川ダムだけでは供給ができなくなります。ある段階で供給量を  $24\text{m}^3/\text{s}$  まで減らしまして、残りの  $16\text{m}^3/\text{s}$  について、徳山ダムの水を連絡導水路により木曾川まで持ってきます。 $16\text{m}^3/\text{s}$  補給して、 $40\text{m}^3/\text{s}$  を確保する。さらに、水利用の合理化を促進して回復するという目標が設定されております。

14 ページをご覧ください。整備計画の中には、木曾川水系連絡導水路の効果、それから、このような事業の概要が謳われております。

一番最後の行を見ていただきますと、「事業の実施にあたっては、学識者の意見を聞いて、環境への影響の低減に努める」ということも書かれてございます。

15 ページをご覧ください。さらに、河川整備計画の中には渇水及び異常渇水対策という項目が設けてあります。この中には、アンダーラインで示すところでございますが、「異常渇水による甚大な渇水被害の最小化を図るため、既存の水資源開発施設や木曾川水系連絡導水路等を最大限に活用する水系全体の総合運用について、関係機関と調整し、その実施に努める」ということで、水系総合運用についても謳われているところでございます。

16 ページです。水利用の計画の基になります木曾川水系における水資源開発基本計画の

概要です。

目標年度につきましては、平成 27 年度。右上の水需要の見通しにつきましては、都市用水（水道・工業用水道）について約  $69\text{m}^3/\text{s}$ 、農業用水については、増加は見込まれないとされております。供給の目標といたしましては、都市用水（水道・工業用水道）で近年 20 年に 2 番目の規模の渇水時において、整備済施設と掲上事業による供給可能量は約  $77\text{m}^3/\text{s}$  としております。掲上事業については、徳山ダム、木曾川水系連絡導水路などが書かれているところがございます。

流域の概要については以上です。

続きまして、18 ページに進みたいと思います。

ご存じのように、連絡導水路の目的としましては、まず一つ目に、流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）、2 番目の、新規利水の供給でございます。右下の図でございしますが、赤の部分が流水の正常な機能の維持でございますが、徳山ダムに確保しました水のうち、4,000 万  $\text{m}^3$  を連絡導水路によって木曾川まで持っていきます。最大導水量は  $16\text{m}^3/\text{s}$ 、下流施設において  $4\text{m}^3/\text{s}$ 、これについては長良川を経由するとなっております。黄色の部分に示します利水容量については、徳山ダムのうち 4,700 万  $\text{m}^3$  を使いまして、最大  $4\text{m}^3/\text{s}$  を供給することとなっております。下流施設については  $0.7\text{m}^3/\text{s}$  ということとなっております。この  $0.7\text{m}^3/\text{s}$  につきましては、括弧書きにも示させていただきましたとおり、「異常渇水時に限り長良川への導水を検討」という位置づけに現在なっているところがございます。

19 ページで経緯を示させていただきました。

平成 18 年に国土交通省において事業実施計画調査に着手、20 年に建設事業に着手、同 20 年に事業実施計画を認可、同年に水資源機構に事業承継、そして 21 年度には、先ほどお話をさせていただきましたとおり、12 月に新たな基準に沿った検証の対象事業となった経緯でございます。

20 ページをご覧ください。進捗状況としましては、現在、継続的な調査を必要とする環境調査を実施中でございます。用地取得、導水路本体及び関係工事については、未着手という状況であります。

21 ページをご覧ください。連絡導水路につきましては、環境影響検討を行ってまいりました。この検討に当たりましては、環境影響評価法に基づく環境影響評価と同等の技術レベルの環境影響検討を、学識経験者から意見・助言をいただきながら進めてまいりました。

この結果を21年7月には環境レポート(案)としてまとめまして公表・供覧をしております。同9月に、岐阜県へ意見照会しております。現在の状況といたしまして、岐阜県からは、下に括弧で書いてございますように、「精査中の段階で、国が新たに検証を行う方針としたため、岐阜県はこの検証結果を踏まえて環境レポート(案)に対する回答を行うこととしている」という情報をいただいております。

以上でございます。

【司会・進行役(河川環境課長)】

ありがとうございました。

ただいまの説明について何かご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

## 5. 木曾川水系連絡導水路事業への利水参画継続の意思の確認等について

【司会・進行役(河川環境課長)】

続きまして、5. 木曾川水系連絡導水路事業への利水参画継続の意思の確認等について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

23ページをご覧いただきたいと思います。利水参画継続の意思の確認等についてでございます。

利水参画の継続意思の確認につきましては、我々検討主体より、実施要領細目に沿いまして、利水参画者である愛知県、名古屋市に対して利水参画継続の意思の確認を行いました。1点目といたしましては、利水参画継続の意思、それから必要量の確認、そして水需給計画の点検・確認を要請しました。さらに、検討主体において確認が必要な資料についての提供をお願いしております。2点目につきましては、利水代替案が考えられないかの検討をすることについての可否のご報告をお願いしたものでございます。これを踏まえていただきました回答についてご説明させていただきます。

23ページが、愛知県知事より、平成22年11月30日にいただいた回答です。

まず一つ目、ダム事業参画継続の意思、必要な開発量です。参画継続の意思については、水道用水「有」、必要な開発量(導水量)については「 $2.3\text{m}^3/\text{s}$ 」。これにつきましては、必要な開発量は、木曾川水系における水資源開発基本計画(第4次計画)を基に記載と書いていただいております。2点目、利水代替案が考えられないかの検討については「否」、で

きないということになってございます。

この理由については、右に示す別添の2をご覧くださいと思います。2. 利水代替案が考えられないかの検討の4行目、考えられない理由といたしまして、「水資源開発基本計画に、供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項として、木曾川水系連絡導水路事業が掲上されているため」というお答えをいただいているところでございます。

24 ページをご覧ください。名古屋市長より、平成22年12月9日にいただきました回答です。

1. 木曾川水系連絡導水路により徳山ダムの水を導水する場合、その量は徳山ダムに既に確保している開発水量（下表のとおり）となります。水道用水 1.0m<sup>3</sup>/s、工業用水 0.7 m<sup>3</sup>/s です。

2. 「総合的な評価」までの間に参画継続の検討を行うためには、別紙についてその内容を確認する必要がありますので、ご教示願います。また、代替案の検討につきましては、総合的な検討が必要となるため、市として検討することが困難と考えております。なお、検討にあたっては、今後の治水対策のあり方について中間とりまとめに記載されているように、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性を確保していただきますようお願いいたします。

右側の別紙にいきますと、1. 利水の検討に当たっては、流水の正常な機能の維持についての検討と相互に情報の共有を図りつつ実施していただきたい。

2. 事業検証を実施するにあたってはまず代替案の是非が課題となり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の中の利水代替案【13）ダム使用権等の振替え】、【14）既得水利の合理化・転用】等については、木曾三川の水の公平な利用の観点から検討していただきたい。また、【15）渇水調整の強化】については、渇水調整協議会の常時設置などの方策の実施に向けて検討していただきたい。というご回答をいただいております。

これに対しまして、25 ページ、検討主体より名古屋市長の回答についての要請、意思確認等の要請を行っております。右の別紙をご覧くださいと思います。

ご提案いただいた事項については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に沿って適切に検討を実施いたします。

なお、（別紙）2. の検討に当たっては、ダム使用権等の振替が可能な水量、都市用水の既得水利の合理化・転用が可能な水量及びこの転用を前提として農業用水の既得水利の合

理化・転用に依存しなければならない水量について、関係地域の整理が必要なことから、名古屋市において貴市に関わる内容を検討していただき、当職が行う概略評価による利水対策案の抽出までに結果を提示していただくようお願いします。

また、渇水調整の強化については、渇水時に被害を最小とするため、既得水利権に対してもダムに依存する水利権と同等の節水率で調整することが重要であることから、その対応方針についても検討をお願いします。

説明は以上でございます。

**【司会・進行役（河川環境課長）】**

ただいまの事務局からの説明について、愛知県さん、名古屋市さんから何か補足等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、5. 木曾川水系連絡導水路事業への利水参画の意思の確認等について何かご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

**【愛知県地域振興部水資源監（松本正夫）】**

愛知県の地域振興部です。

名古屋市さんの回答を読みますと、徳山ダムの水は承知しているという書き方で、導水路の参画についてはもう少し先に行って思料されるということのようですねけれども、昨年8月に名古屋市さんが公開討論会をやられたと思います。その段階では、上下水道局としては、「導水路は必要だ」という説明をなされたと思います。現在でもそういった考え方がずっと続いているのかどうか。

それから、木曾川水系のフルプランで、名古屋市さんとしても需要推計をされておりまして、この水までは確保したいという考えがあると思いますけれども、その需要量については現在どのように考えてみえるのか。

その2点についてお聞きしたいと思います。

**【司会・進行役（河川環境課長）】**

名古屋市さん、よろしくお願ひします。

**【名古屋市上下水道局次長（三羽宏明）】**

名古屋市でございます。

2点のお尋ねをいただきました。1点目は、8月2日の私どもの導水路事業の必要性について、事務局の説明は必要だという説明ではなかったかというお話でございました。私どもが木曾川水系連絡導水路事業に参画している背景は、ある計画を持っておりまして、

それのご説明をしたというスタンスでございます。

その計画と申しますのは、私ども、ダムに確保水量  $23\text{m}^3/\text{s}$  を、これは自流水分も合わせてですけれども、確保しておりますが、近年のダムの供給可能量が減ってまいること、渇水時に徳山ダムの水を補てんするという事で供給可能量が  $15.49\text{m}^3/\text{s}$  という、現在許可水量を得ている、水利処分を得ている水量であるという計画を持っております。それが徳山ダムに参画する理由でございましたので、それを説明させていただいたということでございます。

河村市長が当選されまして、国会議員時代から連絡導水路事業の必要性については疑問を持っていたので、一度立ち止まって考えたいという旨のご指示がございました。また、その際、市としての方針は、様々な意見を幅広く聞き、議論をして決めなければならないというお考えを持っておられましたので、インターネット等で市民の意見を聞くとともに、公開討論会を開催した次第です。そのときに、そもそも徳山ダム事業参画という計画についての概要をご説明申し上げたということでございます。

その後、幅広く議論ということで公開討論会の意見等も参考に検討してまいりましたが、この導水路事業は、もともとダムが既に存在した後の導水路事業の可否、必要性を問うということで、木曾三川全体の水利利用、それから渇水リスクの軽減について関係者のご意見も聞きながら検討する必要があるということで、当市単独の検討は非常に困難であると感じておりました。

その後、国におきまして、できるだけダムにたよらない治水という政策転換を進めるということで再評価実施要領細目を作られましたので、これを基にこの検討の場が開かれるということは、私どもが検討できない、あるいは検討が困難な部分も含めて、この場でご議論を進められるということで、私どもとしては、この場の開催をありがたく思っているところでございます。

以上のようにございまして、8月2日時点から変わらないのかということに関しましては、現在も、この検討の場を通じて検討してまいりたいというスタンスだということでございます。

もう1点は何だったのでしょうか。もう一度お願いいただけますでしょうか。

【愛知県地域振興部水資源監（松本正夫）】

フルプランの27年目標の件です。

【名古屋市上下水道局次長（三羽宏明）】

フルプランについては、私どもはそのままの形であると考えております。私どもが先ほど申しました計画によりますと、渇水時での供給可能量と私どもの確保水量が一致するところを求めていますので、フルプランで需要量を出したそのものについては、そのままの需要が必要であろうと考えております。

以上でございます。

【司会・進行役（河川環境課長）】

ありがとうございました。

【岐阜県県土整備部長（金森吉信）】

岐阜県の県土整備部です。

名古屋市さんの回答はわかりにくいので確認したいんですが、24 ページの別紙の2の「【14】 既得水利の合理化・転用」等については、木曾三川の水の公平な利用の観点から検討していただきたい」という意味は、既得水利も当然ありますよね、名古屋市さん。あと、ダム乗り利水もあるんですけども、今は既得水利が優先されて使ってみえるから、上流域のダム乗りの、我々としては非常に不公平だと言っているわけですけども、そこもひっくるめて、木曾三川の水の公平な利用の観点から、既得水利もダム乗りも両方とも一回分解して公平な渇水調整を考えたいというような、利水利用を考えたいという観点なのかどうかを確認したいです。

【名古屋市上下水道局次長（三羽宏明）】

名古屋市でございます。

既得水利の合理化・転用等につきましては、こういう意見を3点挙げさせていただきました。利水の代替案、ダム使用権の振り替えとか既得水利の合理化・転用、あるいは渇水調整の強化についてこの検討の場でご検討いただきたいという意見を出しました。それは私どもだけで検討する項目ではなく、かつ徳山ダムが出来ているという、確保している水量がある中で導水路のあり方を考える場合に、この3点が非常に重要であるということでご提示したわけでございます。

14番、既得水利の合理化・転用等は、主に渇水時の調整において、ダム乗り水利と既得水利の節水率のあり方について等を検討していただきたいということで書いたわけでございます。平常時から水利について白紙で考えるという理想論もあるわけでございますが、まずは渇水時の対応についてここに記載させていただいているわけでございます。

【司会・進行役（河川環境課長）】

その他、何かございませんでしょうか。よろしいですか。

## 6. 複数の対策案の考え方について

【司会・進行役（河川環境課長）】

続きまして、6. 複数の対策案の考え方について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

27 ページをご覧いただきたいと思います。本日は、実施要領細目の中で、これから進めていく複数の対策案についてどのように示されているかという実施要領の中身についてご説明したいと思います。

まず一つ目が、流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給）の観点からの検討でございます。これにつきましては、先ほどご説明させていただきました河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とした対策案を立案し、評価する。さらに、検討にあたっては、利水代替案や利水に関する評価軸の関係部分を参考とするということで、流水の正常な機能の維持の観点からの検討につきましては、細目の中では具体的な対策案や評価軸は示されておられません。

連絡導水路について適用することを検討しなければいけない、あるいは参考となります新規利水の観点からの検討につきましては、まず一つは、利水参画者に対して代替案が考えられないか検討を要請する。利水参画者において利水代替案が検討された場合は、検討主体として、利水参画者の代替案の妥当性を可能な範囲で確認するとなっております。これについては今回、愛知県さん、名古屋市さんとも利水代替案については検討できないというご返事をいただいたところでございます。

これらの内容を踏まえまして、検討主体は、ダム事業者や水利使用許可権者として有している情報に基づき、可能な範囲で代替案を検討するとなっております。その後、代替案検討により利水対策案を抽出して、利水対策案を利水参画者等に提示する。この流れは先ほど冒頭でお話をさせていただいたとおりでございます。

下に、利水対策案について13項目を示してございます。この項目については後ほどご説明しますが、これからご説明しますこの代替案について、さらに河川や流域の特性に応じて幅広い方策を組み合わせる検討する。それから流水の正常な機能の維持は、この利水代替案の関係部分を参考とするとなっております。

28 ページ、①河道外貯留施設は、河道外に貯水池を設けて、河川の流水を導水し、貯留



することで水源とする方策となっています。この施策につきましては、効果を定量的に見込むことが可能であると細目に書かれています。

29 ページ、②ダム再開発（かさ上げ、掘削）は、既設のダムをかさ上げあるいは掘削することで新規容量を確保し、水源とする方策であるということです。これにつきましては、効果を定量的に見込むことが可能であるということです。下のイメージ図にありますように、ダムのかさ上げについては、既存のダムについて、かさ上げによって、赤で示す新規容量を確保する。掘削につきましては、掘削によって、赤で示してあります新規容量を確保するというイメージになってまいります。

30 ページ、③他用途ダム容量の買い上げは、既存のダムの他の用途のダム容量を買い上げて容量とすることで水源にする方策である。この方策につきましては、効果を定量的に見込むことが可能となっております。イメージとしましては、既存ダムの容量の一部、赤の破線で書いてある部分を買って新規容量に振りかえるということになります。

31 ページ、④水系間導水は、水量に余裕のある他水系から導水することで水源とする方策であるということです。これにつきましても、効果を定量的に見込むことが可能となっております。

32 ページ、⑤地下水取水は、伏流水や河川水に影響を与えないよう配慮しつつ、井戸の新設等により水源とする方策である。地下水の取水については、効果を定量的に見込むことはある程度可能であるということになります。下に簡単なイメージ図を示させていただきます。

33 ページ、⑥ため池（取水後の貯留施設を含む。）は、主に雨水や地区内流水を貯留するため池を設置することで水源とする方策である。効果を定量的に見込むことが可能となっております。ご存じのように、この地域には、赤でポツがたくさん打ってありますけれども、ため池が現在も設置されている状況です。

34 ページ、⑦海水淡水化は、海水を淡水化する施設を設置し、水源とする方策である。この方策につきましては、効果を定量的に見込むことが可能であるということになります。

35 ページ、⑧水源林の保全は、主にその土壌の働きにより雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させるという水源林の持つ機能を保全し、河川流況の安定化を期待する方策である。これにつきましては、効果をあらかじめ定量的に見込むことはできないと細目には

記載されております。

36 ページ、⑨ダム使用権等の振替は、需要が発生しておらず、水利権が付与されていないダム使用権等を必要なものに振り替える方策である。効果を定量的に見込むことが可能であるとしております。

37 ページ、⑩既得水利の合理化・転用は、用水路の漏水対策、取水施設の改良等による用水の使用量の削減、農地面積の減少、産業構造の改革等に伴う需要減分を他の必要とする用途に転用する方策である。効果を定量的に見込むことはある程度可能であるとしております。

38 ページ、⑪渇水調整の強化は、渇水調整協議会の機能を強化し、渇水時に被害を最小とするような取水制限を行う方策である。これは効果をあらかじめ定量的に見込むことはできないとなっております。右下に示してありますのは、木曽川の今の渇水調整の状況です。平常時については、決められた操作規則に従って補給、初期につきましては、利水者間での協議・調整による対応、渇水が深刻になりますと、河川管理者が調整に入り対策を協議・調整、木曽川水系緊急水利調整協議会を設置してさまざまな対策をとっている状況でございます。

左図に示す赤いポツが、平成以降、この協議会が開かれたところでございます。これは幹事会を含むところを参考に示させていただきます。これは参考として示させていただきます。

39 ページ、⑫節水対策は、節水コマなど節水機器の普及、節水運動の推進、工場における回収率の向上等により水需要の抑制を図る方策である。効果を定量的に見込むことについては、最終利用者の意向に依存するものであり、困難であるとされております。

40 ページ、⑬雨水・中水利用は、雨水利用の推進、中水利用施設の整備、下水処理水利用の推進により、河川水・地下水を水源とする水需要の抑制を図る方策である。これにつきましても、効果を定量的に見込むことについては、最終利用者の意向に依存するものであり、困難であるとされております。

そして、これらの対策についてどのような評価軸を使っていくかというところが、41 ページです。ここでお話をさせていただきますのは、新規利水の観点からの検討の例として示されているものです。

一番左側の評価軸をご覧ください。評価軸につきましては、目標、コスト、実現性、持続性、地域社会への影響、環境への影響となっております。

目標の中を見てもみますと、利水参画者に対し開発量として何 $m^3/s$  必要かを確認すると

ともに、その量を確保できるかということ、それから、段階的にどのような効果が確保されていくかという点、どの範囲でどのような効果が確保されていくかという点、そしてどのような水質の用水が得られるか、そして最後になお書きで、目標に関しては、各種計画との整合、漏水被害抑止、経済効果等の観点で適宜評価するという※印も加えられています。以下、評価の考えについて、実施要領細目の中では示されているということでございます。

説明は以上です。

**【司会・進行役（河川環境課長）】**

ありがとうございました。

ただいまの説明について何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

**【愛知県地域振興部水資源監（松本正夫）】**

愛知県の地域振興部です。

今の代替案のご説明は、内容を見ますと、これからダムをつくる場合のケースと思われるわけですが、連絡導水路につきましては、先ほども申し上げたとおり、徳山ダムが完成しているということで、ダムに貯留した水を使うという前提で今回検証を進めるべきと考えるのが適当ではないかと思えます。その点についてお伺いしたいということと、仮にですけれども、導水路事業が中止となった場合に、これまでダムなり関連事業等に投資した費用があるわけですが、そういった費用も当然返還されるべきと私どもは考えますが、その点についてお尋ねしたいと思います。

**【河川部河川保全管理官（笹森伸博）】**

中部地整からお答えさせていただきます。

まず、徳山ダムがある中で、導水路についてどのような検証にするかということでございますけれども、ダム事業の検証に係わる検討の進め方につきましては、再評価実施要領細目という形で指示が来ておりまして、その中には導水路に関する事業等についても、必要に応じ、本細目に示す趣旨を踏まえて検討を行うということで明記されておりまして、この要領細目に沿って検討していきたいと考えております。

具体的には、最初にフローで検証の進め方について説明させていただきましたけれども、利水の観点からの検討では、今回、利水参画者に対して確認させていただいた量は、愛知県さん、名古屋市さん合わせて  $4 \text{ m}^3/\text{s}$  の都市用水を確保すること、それから、もう一つの目的でございます流水の正常な機能の維持につきましては、先ほど同じく説明させてい

いただいた河川整備計画で想定している導水路の目標、つまり、異常渇水時においても木曾成戸地点で  $40\text{m}^3/\text{s}$  の流量を確保する。その二つの目標を基本として、この実施要領細目に示されています 13 の利水対策案、今、概要について説明させていただきましたけれども、この対策案のイメージを具体化したものを今後お示しして、それで検討させていただきたいということで、基本的には、徳山ダムを活用に限定せず、河川や流域の特性に応じて幅広い方策を組み合わせる検討してまいりたいと思っております。

それから、仮に導水路事業が検証の結果中止となったときの徳山ダム関連の事業費についてでございますけれども、今回の検証結果を踏まえて、必要に応じて検討していくものと考えております。

【司会・進行役（河川環境課長）】

その他、何かございますでしょうか。

【岐阜県県土整備部長（金森吉信）】

岐阜県です。

代替案 13 ぐらい見せてもらっているんですけども、徳山ダムに確保された利水  $7,800\text{m}^3$ 、不特定が  $1\text{億m}^3$  ぐらいあるわけですけども、それに代わるようなものがある感じはしないということです。

そこでお聞きしたいんですが、検証する過程において、徳山ダムの水を使わないという選択肢も、ゼロか 100 なのか、あるいは途中というのはあるのか。50 ぐらい使って、あとのほかの代替案も考えてみましょうということもあるのか確認したいんですけども。

【河川部河川保全管理官（笹森伸博）】

まずは、今説明させていただきましたように、細目に沿って対策案を検討していきたいと思っておりますけれども、この細目の中には、基本的には、ダムにかわる対策案ということが前提での形になっております。徳山ダムを活用した場合の対策案につきましても、今後、さまざまな対策案を検討する中で、今画面に出ています対策案に加えて、徳山ダムを利用した対策案があるかどうか、この導水路以外にほかの案があるかどうかも含めて検討していきたいと思っております。

【岐阜県県土整備部長（金森吉信）】

確認したいんですが、それはゼロか 100 かで、50 はないということよろしいですか。

【河川部河川保全管理官（笹森伸博）】

いろいろあると思います。

【司会・進行役（河川環境課長）】

その他、何かございますでしょうか。

【愛知県企業庁水道部長（村瀬善寿）】

愛知県企業庁水道部でございます。

まず最初に、この場で発言の機会をいただきましたことにお礼を申し上げます。

代替案のご説明がいろいろございましたけれども、私どもがこの事業に参加した基本的な考え方を少し述べさせていただいて、少しご質問させていただきたいと思います。

私ども水道事業者でございます。水道用水供給とあって、市町を通してエンドユーザーの県民の皆様方に水をお届けしているということでございます。県民の皆様方は、蛇口を捻れば水が出るのは当たり前ということで毎日水を使っていると思っております。当たり前と考えていただけるのは非常にありがたいことで、私どもを信頼していただいているということでございますけれども、裏返せば、私ども水道事業としては、重い責務といたしますか、リスクをどのように回避していくかという責務が与えられていることかと思っております。

そんな点で、水源の確保ということで、今整備局からご説明いただきましたように、各水源についてはある程度、今のカタログの開発水量ではなくて、実力を加味した水量と需要とのバランスをとること。あるいは、木曽川水系連絡導水路につきましては、話題にはなっておりますが、徳山ダムで確保した水を木曽川筋に、愛知県に持ってくることだけではなくて、木曽川水系には木曽川、揖斐川、長良川と三つの川が流れている。この三つの川は、河口付近ではかなり近いところを流れているんですが、山の方では違う谷筋を流れている、ということは雨の降り方も違う。水系を結ぶことによってリスクが改善されている、危険のリスク回避を担保しながら、安全度を確保しながら事業に参加しているつもりでございます。

そんなことでご質問させていただきたいんですけれども、まず、代替案いろいろご説明いただいたんですけれども、その代替案一つ一つについて、やはり開発水量ではなくて、供給実力を加味した水量でご検討していただけるかというのが1点でございます。

2点目については、河川整備計画で水系の総合運用というお話もございましたけれども、一つ一つのダムの能力を超えて三川を一体に運用していただければ、それなりに安全度も向上して、我々はそのあたりに期待しながら事業に参加しているということでございまして、検討に際してそこら辺をどのようにご配慮いただけるのか、ご質問させていただきま

す。

**【河川部河川保全管理官（笹森伸博）】**

まず1点目の、目標の一つとして、愛知県、名古屋市さん含めて4 m<sup>3</sup>/s の確保でございますけれども、フルプランの中でも、近年20年で2番目の渇水に対応するということが安全度評価も数値として計画されておりますので、そういうことも踏まえて、そのようなご意見も参考に、予断を持たずに検討していきたいと思っております。

また、水系総合運用につきましても、河川整備計画にも書かれておりますので、それも含めて検討を進めていきたいと思っております。

**【愛知県企業庁水道部長（村瀬善寿）】**

どうもありがとうございました。

最後一つ、これはお願いなのかもしれませんが、私ども、先ほど申し上げた形で、自然を相手に水源を確保している状況でございます、一日でも早い安定的な供給体制を築いて、市町の皆様あるいはエンドユーザーである県民の皆様に安心していただくということで事業を進めております。そんなことで、木曽川水系連絡導水路も、木曽川のフルプランで平成27年という目標年度が設定されているわけでございますけれども、この検証の場においても、代替案検証についても、工期に重きを置いて検証していただきたいと思っております。

あと、河川部長さんのお話もございましたけれども、検証を速やかに進めていただきまして、私どもが事業に参加している事業効果を早く発現できるようにお願いさせていただきます。

**【司会・進行役（河川環境課長）】**

その他、何かございますでしょうか。

**【岐阜県県土整備部長（金森吉信）】**

今の愛知県さんの話にも関連するんですけれども、上流の岐阜県としては、水没466戸、徳山村1村水没ということで、一番大きな犠牲を払ってこの事業がされているわけですし、その水の使い方がまだ決まらないという話については、水源地域で犠牲になった人たちの気持ちを思うと非常に残念だと思っております、検証も、旧徳山村民の心に報いるためにも、できるだけ早く検証を終えて、導水路の事業を進めてもらいたいというのが一つあります。

そんな中で先ほど総合運用という話が出ましたけれども、せっかくこれだけ大きな徳山

ダムという巨大な水量を持ったダムができていますから、その恩恵ができるだけ広く岐阜県あるいは下流圏にも行くように、その運用をやってもらいたいという思いが一つあります。

それから、環境レポートの話が少しありましたけれども、環境レポートについては、この事業そのものがどうするのかの検証を早くしていただいて、それを見極めた上で検討して、その意見を出させてもらいたいと思っています。また、長良川導水の話もありましたけれども、平常時は流さずに異常渇水に流すという案については、県としてもその方が望ましいと思っていますので、そんな方向で検討していただきたい。

いずれにしても、できるだけ早く検証を進めていただいて、この事業を進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

【司会・進行役（河川環境課長）】

その他、何か御意見等ございますでしょうか。

【三重県県土整備部長（北川貴志）】

三重県です。

三重県の場合は、利水はございません。ただし、渇水対策として、徳山ダムあるいは導水路の事業にも負担するという形で参画しております。資料にもございましたように、平成6年の渇水では三重県も大きな被害を受けています。工業用水、農業用水の不足による全県的な被害、あと、河口部の桑名市、木曾岬町における地盤沈下が起きております。これは水不足によりまして、流域全体一帯で地下水の汲み上げがあったということでございます。過去にこの地域は地盤沈下で大変苦しんでおります。そういった意味で、これを防ぐ効果も大きいと考えております。それから、河口部の河川環境の悪化による漁業被害等も発生しております。

そういう意味で、これらの対策として導水路が一番効果があるものと今まで考えてきておりますので、こういったところへの効果も考えて、代替案の検討も十分していただきたい。ただ、単純に水の確保というだけではなくて、こういったものへも代替案に効果があるのかどうかもしっかり検討していただけたらと思っています。また、スピード感というかスケジュールの面でも、できるだけ早くお願いしたいと思います。

以上でございます。

【司会・進行役（河川環境課長）】

その他、何か。

**【岐阜県都市建築部長（山本 馨）】**

岐阜県の都市建築部でございます。私ども水道事業者の立場から少し発言させていただきたいと思っております。

岐阜県の場合、県営水道は主に県の東部の方、木曽川流域であります東濃・可茂地域で事業を行っているわけでございますけれども、ここにつきましては、木曽川の上流の四つのダムに水利権を確保いたしておりますが、数年に1回位の頻度で渇水が現にたびたび起きているといったことで、取水制限がたびたび発生しているのが現実であるということでございます。特に平成6年の渇水の際には、先ほどの国の説明にもありましたように、岐阜県内で断水とか出水不良などの被害が発生しておりまして、その被害のほとんどが東濃・可茂地域となっております。

我々岐阜県としてこの連絡導水路に期待する役割といたしましては、やはり異常渇水時に緊急水の補給などによって渇水頻度を減らしていただきたいということを期待しているわけでございます。

これは国で試算された結果でございますけれども、水系総合運用をやることによって、35%以上の取水制限の日数が81日から3日まで減らすことができるといった試算もされているところでございますので、ぜひそういった効果を早期に発現していただけるよう確実な検証を進めていただきたいと思いますと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**【司会・進行役（河川環境課長）】**

その他、何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、検討主体からのご説明はこれで終わらせていただきますけれども、全体を通して何かご意見等、ご質問ございましたらお受けしますが、よろしいですか。

それでは、まだご意見をいただいている構成員もおみえになりますので、それぞれの立場でご意見をいただきたいと思いますと思っております。

それでは、桑名市さんからお願いします。

**【桑名市副市長（山下卓司）】**

桑名市でございます。

導水路に対しまして、先ほど、私ども三重県の部長からお話がありましたように、平成6年の異常渇水の際に地盤沈下、それと同時に、私どもの方の大きな産業になっております水産業に、シジミ等が7割近くが死んだという事態が起こってまいりますと、それに携わっている漁業者もたくさんおりますので、導水路事業により安定的に水を供給してい



ただくことによって、こういう事態になったときでも混乱を起こさないような形でひとつよろしくお願ひしたいと思っておりますので、できるだけ早期に着手していただき、早期に完成していただくのを非常に期待申し上げます。よろしくお願ひします。

**【稲沢市副市長（大木和也）】**

稲沢市の副市長の大木和也でございます。

稲沢市は、木曾川水系の中では、犬山以降の中流部という位置づけにあるわけでありまして。私どもとしては、まず一つは農業用水でかなり使わせていただいております。これは宮田用水土地改良区というのがございまして、それが木曾川から取水させていただいて、これが地域全体の農業用水に使っているのが現状であります。

また、木曾川の伏流水が大きなウェートを占めておりまして、私どもでは、飲み水、水道水については約6割が木曾川の伏流水を使わせていただいていると思っております。また、お隣の一宮あたりでは8割ぐらいが伏流水ではないか。残りは、先ほどお話がありましたように、愛知県の県水を買わせていただき、利用させていただいているのが現状でありまして、この木曾川の水系がこれまでどおり保てるかどうか非常に難しいときがありまして、それが当然伏流水にも影響が来るだろうと思っております。

私が住んでいるところは尾張西部の一番南、弥富でございます。ここは、ご承知のとおり、伊勢湾の水位よりも低い位置に住んでいるわけでありまして、昭和34年の伊勢湾台風で水没した地域であります。私どもの地域では今、全部県水を受水させていただいておりますが、私どもの地域の皆さん方が何を考えているかということ、水が来ないことが一番いけないと、多少高くても水の確保は絶対に必要だというご意見をいただいております。水の確保ができないことについては、一番真剣な思いを持っているのが実情であります。

最近、東京あるいは大阪がスーパー港湾になりまして、名古屋が少し落ちたわけでありまして、今後の開発としては、港湾としては、尾張部、飛島、弥富の方へどんどん広がってくるのではないかと。後背地としては、当然ここには企業が大きく張りついてくるのではないかと。こうしたことからいくと、工業用水の必要性はまた出てくるのではないかと。思います。全体的にいけますと、私どもとしては、水が切れるということについては絶対にあってはならないと思っております。今後、このことについては十分ご留意をして進めていただきたいと考えているところであります。

以上であります。

**【犬山市水道部水道課長（丹羽忠明）】**

今回は特にございません。

**【瀬戸市都市整備部長（近藤 保）】**

瀬戸市でございます。今回は、愛知用水地域における水道に関しての利害者の立場で意見を述べさせていただきます。

私ども、水道事業の水源は、多くを県営水道に依存しております。瀬戸市における県営水道の受水は、昨年度、総配水量が約 1,500 万 $m^3$ 、そのうち約 1,000 万 $m^3$ が県水ということでございます。愛知用水につきましては毎年のように節水対策を講じてきている状況でございます。

特に、先ほどもお話がございましたように、平成6年の春先からの異常気象を原因とした大渇水がございました。瀬戸市におきましては最大 19 時間断水を経験するなど、その影響が非常に大きく、市民生活に多大なご迷惑をおかけした苦い経験をいたしております。

対策といたしましては、住民へのPRはもとより、ポンプ圧の低減、バルブ操作や井戸水の利用などを実施いたしましたが、出水不良、赤水の発生や断水等が出てしまいました。水道事業者として、厳しい水の確保と住民からの苦情の狭間で苦労した経験を鮮明に記憶しております。

こうしたことで、最近の異常気象にも対応し、将来にわたり安定的に水道水を確保できるよう、渇水に備えた水源の確保は水道事業者にとって非常に重要であると考えております。したがって、社会情勢の変化もございますが、過去の経緯も踏まえ、慎重にご検討いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

**【揖斐川町副町長（富田和弘）】**

徳山ダムの地の揖斐川町でございます。

先ほど県土整備部長さんにもおっしゃっていただきましたが、私ども 466 世帯、1,500 人の皆さんの協力によりましてこのダムが完成した中で、1,500 人の皆さんの心をお預かりいただき、速やかに事業促進をお願いしたいということだけお願いさせていただきます。

**【各務原市都市建設部長（大石 誠）】**

各務原市でございます。

今後の進め方が示されたわけでございますけれども、今後、検討して提示されます代替案につきましては、コストや実効性を初めとしまして、地域社会、環境への影響等につき

ましても検討されることとなりますけれども、河川や流域、そして私ども、もし導水路がそのままといった場合には事業地ということになりますので、事業地としての地域の特性も考慮の上、精度の高い実効性のある比較案として検討していただければと思います。よろしく申し上げます。

**【瑞浪市副市長（勝 康弘）】**

瑞浪市でございます。

私どもは、先ほど都市建築部長さんにおっしゃっていただきましたように、東濃・可茂地域ということで、木曾川水系の恩恵を受けている地域でございます。

平成6年につきましては、瑞浪市では550戸断水しました。過去10年でいきますと、東濃で6回、可茂地域で7回の取水制限が行われております。少雨の傾向もございまして、水の対策、総合調整という意味で、この導水路事業に私たちは大変期待しております、市民の皆さんに安定的に生活に必要な水を供給できるようにしていただきたいと思います。渇水がかなり多くなってきていますので、ぜひ早い解決をお願いしたいと思っております。お願いいたします。

**【岐阜市副市長（武政 功）】**

長良川の中流域に位置します岐阜県の岐阜市でございます。

本日提供されました資料あるいは本日のご説明について特に意見があるわけではございませんが、私どもの立場と状況を簡単にご説明したいと思います。

資料でご紹介のありました平成6年の異常渇水時には、岐阜市の長良川においても水質の悪化とか長良川鶴飼の大型船の運航への支障、あるいは市の水道水源となる地下水位の大幅な低下などの問題が発生いたしました。近年の気候変動あるいは異常気象の頻発の中で、平成6年に匹敵するような大渇水が今後いつ起こるかもしれないという状況などを考えますと、いざというときの備えとして、長良川の良い河川環境の保全や水道水源の確保をしていくために、できる限りの対応をしていくことが必要であると考えているところでございます。

そういう意味で、長良川に緊急水の補給を可能にします連絡導水路は有効な手段の一つであると考えております。長良川につきましては、関係者も多くて、本市にとっていろいろな意味で重要な資源でありますことに、例えば環境等への配慮も含めましてご留意いただければと願っているところでございます。

以上でございます。

**【司会・進行役（河川環境課長）】**

ありがとうございました。

それでは、3県1市さん、お願いします。

**【名古屋市上下水道局次長（三羽宏明）】**

名古屋市でございます。

先ほど申し上げましたように、私ども、ストップ・アンド・シンキングということで、名古屋市の利水については立ち止まって考えているところでございますけれども、木曽川水系連絡導水路は治水、利水の合同の導水路でありまして、流水の正常な機能の維持ということで、徳山ダムに確保した水を木曽川の流況改善に役立てるという大きな目標もございまして、これは国でいろいろ考えていただいていることだと思います。

合同の導水路に乗っている関係上、治水についてさまざまな案を考えていただきまして、その代替案を初めさまざまな検証、検討をなされてまいるとは思いますけれども、その中で私どもの利水がどうあるべきかという意思表示をやってまいりたいと思いますので、よろしくご検討のほどお願いいたしたいと思います。

特に、先程来、出ております総合運用に期待が上がっております。この導水路を使いまして、ダム使いの順番ということまで踏み込んで議論されるとすると、木曽川における正常な流況の維持が変わってまいる可能性がございますので、その点もぜひ検討結果をご開示願いたいと考えております。

以上でございます。

**【三重県政策部交通・資源政策監（辻 英典）】**

三重県政策部でございます。

三重県の場合、先ほども意見がありましたけれども、利水がございませんので、そういう観点からの意見はございませんが、検討スケジュールについて、速やかに進めていただきますようお願いしておきます。

**【愛知県建設部技監（近藤隆之）】**

愛知県の建設部でございます。

私ども愛知県、企業庁なり地域振興部なりからいろいろな意見を今まで言わせていただいております。基本的には同じ考えですが、もう既に徳山ダムができておって、我々の考え方といたしましては、それを使うツールをどうしていくかという考え方だと思っております。

冒頭のご挨拶の中でも、予断なく検討ということではございますが、既に徳山ダムがあって、そこには必要な水が貯まっているという与件はございますので、予断はなくても、与件はしっかり前提に置いて検討していただきたいと思います。

以上でございます。

**【愛知県地域振興部水資源監（松本正夫）】**

愛知県地域振興部です。

先ほどと同様の意見ですけれども、徳山ダムという大きなダムができて、東海3県にとって非常に貴重な水源だと思います。利水容量を見ましても、4,700万 $m^3$ あるということで、阿木川や味噌川ダムに貯えております利水容量の二つを足したものに匹敵するぐらいの量でございますので、東海3県の水資源の宝物ではないかと思っておりますので、その利用のためぜひともこの検証を早く進めていただきまして、導水路を早く着工し、完成していただきたいと思います。

以上でございます。

**【司会・進行役（河川環境課長）】**

岐阜県さんはよろしいですか。

それでは、その他よろしいでしょうか。

それでは、以上で6. 複数の対策案の考え方についてまでの議事を終了させていただきます。

## 7. その他

**【司会・進行役（河川環境課長）】**

最後になりますが、7. その他について、事務局から説明させていただきます。

**【事務局】**

今後の予定といたしまして、現時点で次回の幹事会等の開催という明確な時期については決まっておりません。検討が進みましたら、構成員の皆様と改めて日程調整をさせていただきますと思います。

検討の場につきましては、幹事会の議論も踏まえて開催させていただこうと考えております。

以上です。

**【司会・進行役（河川環境課長）】**

今後の予定について、ご意見等何かございますでしょうか。よろしいですか。

## 8. 閉 会

【司会・進行役（河川環境課長）】

それでは、予定の時間より早いですけれども、本日予定しておりました議事すべてを終了させていただきます。

構成員の皆様には、長時間にわたり活発なご意見、円滑な議事運営についてご協力どうもありがとうございました。

これにて閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

(了)